

令和8年度 岡山県障害者ピアサポート研修(基礎研修・専門研修) 開催要領

1 目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とします。

2 実施主体及び実施機関

実施主体 岡山県、岡山市 実施機関(委託先) 岡山県相談支援専門員協会

3 研修日程

基礎研修・専門研修合わせて4日間で実施します。4日間全てを受講してください。

| | |
|------|----------------------------------------------------------------|
| 基礎研修 | 令和8年8月6日(木) 10時～15時 (受付 9時30分～) 8月7日(金) 10時～16時 (受付 9時30分～) |
| 専門研修 | 令和8年8月27日(木) 9時30分～16時 (受付 9時～) 8月28日(金) 9時30分～16時 (受付 9時～) |

4 場所

きらめきプラザ 401号室 (岡山市北区南方2-13-1)

5 受講対象者

岡山県に所在する事業所の従業者で、「協働支援者」1名に対して「当事者」1名以上で受講してください。ペアでの受講ですが、当事者の方が2名以上でも差し障りないこととします。ただし、当事者1名に対し、協働支援者が2名以上の申込みは出来ません。

対象となる「当事者」「協働支援者」は次のとおりです。

(1) 当事者

次のア・イ全てを満たすものを対象とする。

ア 下記いずれかに該当する者、または現在該当しないが以前該当した者

身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者

イ 下記いずれかの指定を受けた事業所に雇用契約に基づき雇用されている、または今後雇用される具体的な見込みがある者(常勤・非常勤は問わない)

自立生活援助・計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援
地域定着支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型
共同生活援助・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)

※雇用の見込みがあるとは、雇用契約を結ぶ予定の事業所が決まっていることを指します。

※自立訓練のうち、宿泊型自立訓練は除きます。

※共同生活援助のうち、日中サービス支援型は除きます。

※就労継続支援 A 型の利用者は対象に含みません。(職員として今後雇用の見込みがある場合のみ対象となります。)

(2) 協働支援者

次のア～ウを全て満たす者を対象とする。(ウは就労継続支援 B 型のみ)

- ア 上記(1)の当事者が所属(見込み)する事業所の職員であること。(常勤・非常勤は問わない)
- イ 上記の当事者と協働して支援を行う職員であり、ピアサポーターによる支援体制の構築に中心的な役割を担う予定である者。(管理者、サービス管理責任者、相談支援専門員など)
- ウ 就労継続支援 B 型の職員の場合、在籍する事業所が就労継続支援 B 型サービス費は IV・V・VIを算定(又は今後予定)していること。

6 定員

40名(当事者20名、協働支援者20名)

※先着順ではありません。受講希望者が定員を上回った場合は、選考を行います。

7 申込について

(1) 申込方法

申し込みは事業所単位で、下記提出先へ郵送にてお申込みください。

申込期限:令和8年7月15日(水) 当日消印有効

提出先:岡山県相談支援専門員協会 事務局(障害者ピアサポート研修係)
〒710-0062 岡山県倉敷市浜町1丁目2番20号

(2) 必要書類及び提出期限

| 必要書類 | | | 様式 |
|------------|---|-----------------------------|-------|
| 受講者推薦及び申込書 | | | 様式1 |
| 添付書類 | ア | 障害があることを確認できる書類の写し(当事者の方のみ) | (3)参照 |
| | イ | 合理的配慮の申出書(必要な場合のみ) | 様式2 |

(3) 障害があることを確認できる書類の例(いずれか1つ)

| | |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体障害 | ・身体障害者手帳 |
| 知的障害 | ・療育手帳 |
| 精神障害 | ・精神障害者保健福祉手帳 ・精神障害を事由とする公的年金を受けていることを証明する書類(年金証書等) ・自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。) ・医師の診断書 |
| 発達障害 | ・精神障害者保健福祉手帳 ・医師の診断書 |
| 高次脳機能障害(品質性精神障害) | ・精神障害者保健福祉手帳 ・医師の診断書 ・身体障害者手帳(手足の麻痺、言語障害が残った場合) ・療育手帳(18歳以前の発症(受傷)により知的発達に障害が生じた場合) |
| 難病患者 | ・医師の診断書 ・特定医療費(指定難病)受給者証 |

(4) 留意事項

- ア 受講申込書などに不備がある場合や必要書類の添付がない場合は、申し込みを受付けない場合がありますので、よく内容を確認したうえで郵送してください。
- イ 申込締切後の受講者等の変更はやむをえない場合を除き、原則できません。

- ウ 申込書に記載の字体で修了証を発行します。申込時には正しい字体で記入し、提出ください。
また、入力等が難しい場合は、申込書の余白等に記載いただくか、受講時に事務局まで申し出て
ください。発行後は変更できませんので、ご注意ください。
- エ 障害があることを確認できる書類の提出が難しい場合は個別に確認しますので、事前に研修
事務局まで問い合わせてください。

8 受講決定

選定の結果、受講が決定した方には「受講決定通知書」を、不決定とした方には「受講不決定通知
書」を、事業所宛に7月10日頃に郵便にて発送します。7月31日になっても届かない場合は、研
修事務局(メール:okayama-piaken@outlook.jp)まで連絡してください。
申込数が定員を上回った場合、申込書の受講目的などを考慮し、受講決定します。

9 受講費用

- (1) 基礎研修(2日間):3,000 円/人 専門研修(2日間):3,000 円/人
※受講費用の納入方法については、受講決定時にお知らせします。
※納入いただいた研修受講費については、その後欠席等があった場合でも返金できません。
- (2) 参加に係る旅費、滞在費についても受講者負担となります。

10 修了証書

所定のカリキュラム(4日間)の全科目を修了し、かつ基礎研修・専門研修それぞれの受講レポー
トを記入した方に、研修最終日に修了証書をお渡しします。なお、受講レポートに関しては、各研修
の2日目に、レポートを記入する時間を設けています。
ただし、著しく受講態度が不良と判断した場合は修了証書を交付しない場合があります。

11 その他

- (1) 本研修を修了することで、ピアサポート実施加算・体制加算の算定基準における「ピアサポート
研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者」となります。
- (2) 原則30分以上の遅刻・早退・中抜けは欠席とみなします。
- (3) 会場であるきらめきプラザには、受講者用の駐車場がないため、近隣の駐車場を利用してくだ
さい。(特別な事情がある場合は、ご相談ください。)
- (4) 個人情報については、本研修以外の目的では使用しません。
- (5) 感染症の状況や災害により、開催方法の変更、延期、中止等の可能性があります。延期等の連
絡は、申込書に記載のメールアドレスへ連絡するとともに、岡山県障害福祉課のホームページに
掲載します。
- (6) 研修当日は大人数の受講が見込まれます。ご自身の判断で不織布マスクの着用など、感染防止
対策をお願いします。研修当日、発熱等の感染症を疑う症状のある方は受講を辞退いただく場
合があります。

12 問い合わせ

| 問い合わせ先 | | 担当者 | 連絡先 |
|-------------------|---------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込に 関すること | 研修事務局 岡山県相談支援専門員協会 障害者ピアサポート研修係 | 春名 大西 | メールアドレス: okayama-piaken@outlook.jp 電話:070-3147-3875 ※原則、メールでの問い合わせをお 願います。 |
| 手帳等の提出書類 に関する事 | | | |
| 研修・その他に関 すること | 岡山県 子ども・福祉部 障害福祉課 障害福祉サービス班 | 相浦 | 電話:086-226-7345 (平日8時30分~17時15分) |
| 加算に関する事 | 各指定権者 | 各指定権者にお問い合わせください。 | |